

## 第 1 章 総則

第 1 条 本学は、商業経済の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、同時に良き社会人を育成して広く経済文化の発展に寄与することを使命とする。

第 1 条の 2 第 1 条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価に関する規程及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程は、別に定める。

第 2 条 本学に商科(2 部)を置く。

2 本学科における教育目的・教育目標等については別に定める。

## 第 2 章 授業科目及び単位数

第 3 条 授業科目を分けて共通教育科目、言語文化科目、健康文化科目、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

2 授業科目は、必修、選択必修及び選択とし、その単位数は別表 I の通りである。

第 4 条 各授業科目の単位数は次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間～30 時間の範囲で本学が定める授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については 30 時間～45 時間の範囲で本学が定める授業をもって 1 単位とする。

第 5 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることとする。

## 第 3 章 履修方法・単位の認定・課程修了及び短期大学士

第 6 条 授業科目は、教授会の定める教育課程に従い、各年次に配当する。

2 学生は細則に従い、それぞれ次の授業科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

(1) 共通教育科目

人文科学、社会科学、自然科学、総合関係科目いずれかより 8 単位以上

(2) 言語文化科目

英語より 4 単位以上

(3) 健康文化科目

(4) 基礎教育科目

一般基礎演習 2 単位

(5) 専門教育科目

専門基礎科目 12 単位以上

経営学関係科目 6 単位以上

経済学関係科目 4 単位以上

法律学関係科目 4 単位以上

合計 62 単位以上

第 7 条 各授業科目の単位の認定は、当該授業科目の担当教育職員がこれを行う。

2 単位の認定は、単位認定規程による。

第8条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第9条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第8条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第9条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は他の短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は第8条及び第9条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第10条 本学は、別に定めるところにより、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第7条の規定を準用する。

第11条 2年以上在学し、第6条第2項に規定する単位数を修得した者には卒業を認める。

2 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより「短期大学士(商学)」の学位を授与する。

#### 第4章 入学、休学、復学、退学、転学及び除籍

第12条 入学時期は毎年4月とする。

第13条 入学者の資格は次の通りである。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定含む)に合格した者
- (7) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第14条 入学の可否は、試験その他によって決定する。

第 15 条 入学(再入学含む。以下同じ)出願者は、所定の入学検定料を納付し、試験に合格した者は、所定の期日までに所定の納付金を納入しなければならない。

第 16 条 入学試験に合格した者は、所定の方式に従って宣誓をし、かつ本学の承認する保証人を立てなければならない。

2 前 2 条の手続きを怠った者は、入学を許可しない。

第 17 条 病気その他やむを得ない事故で引き続き 3 カ月以上就学できない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は、前学期、後学期又は 1 年以内とする。ただし、特別の事情があるときは引き続き前学期、後学期又は 1 カ年の休学を願い出ることができる。

3 休学期間は通算して 2 カ年を超えることはできない。

4 休学期間は、第 22 条第 1 項に規定する修業年限及び同条第 2 項に規定する在学年限に算入しない。

第 18 条 休学の事由が消滅し、復学を願い出た時は、これを許可する。

2 復学の時期は学期の始めとする。

第 19 条 やむを得ない事由があると認められるものについては、願い出により退学を許可する。

第 20 条 他の大学に転学しようとする者については、願い出により転学を許可する。

第 21 条 他の大学からの転学は、特別の場合の他許可しない。

第 22 条 修業年限は 2 年とする。

2 在学年限は 4 カ年を超えることができない。

3 停学期間は、修業年限に算入しない。ただし 1 カ月未満の停学の場合に限り、この期間を、修業年限に算入するものとする。

4 停学期間は、在学年限に算入する。

第 23 条 学校教育法による短期大学学士号を有する者又は本学を中途退学し再入学した者については、第 22 条第 1 項に規定する修業年限を 1 年短縮することができる。

第 24 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第 17 条に定める休学期間を超えて、なお修業できない者
- (3) 第 22 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

#### 第 5 章 学生納付金、手数料

第 25 条 学生納付金は、入学金、授業料及び教育充実費とし、手数料等とは、次の各号のものとする。

- (1) 入学検定料
- (2) 試験料
- (3) 証明書等手数料
- (4) その他

第 26 条 前条に定めるものの納付については、別に定める「松山短期大学納付金規程」によるものとする。

第 27 条 一旦納入した納付金、手数料はいかなる理由があっても返還しない。ただし、別に定める「松山短期大学納付金規程」による、入学辞退者、休学者、退学者の学費の取扱については、この限りでない。

第 28 条 科目等履修生受講料・登録料、委託生納付金については、別に定める「松山短期大学納付金規程」による金額とする。

第 29 条 休学期間中の納付金については、別に定める「松山短期大学納付金規程」によるものとする。

第 29 条の 2 退学者の納付金については、別に定める「松山短期大学納付金規程」によるものとする。

第 30 条 納付金の支弁が困難な者に対する延納については別に定める。

#### 第 6 章 賞罰

第 31 条 特に他の模範となる行為があった者はこれを表彰することがある。

第 32 条 本学の規則に違反し、その他学生としての本分に反した行為をした者は、別に定める規程により懲戒する。

#### 第 7 章 職員組織

第 33 条 本学に次の職員を置く。

学長 教授 准教授 講師 助教 助手

学医 保健師 事務職員

#### 第 8 章 教授会

第 34 条 教授会は、本学並びに松山大学の専任教員をもって組織する。

第 35 条 本学に教授会を置く。

第 36 条 教授会に関する規則は、別に定める。

#### 第 9 章 収容定員

第 37 条 収容定員は次の通りである。

商科 入学定員 100 人 収容定員 200 人

#### 第 10 章 研究所、図書館等

第 38 条 本学に総合研究所及び図書館を置く。

第 38 条の 2 本学にキャリアセンター、情報センター、国際センターを置く。

2 本学に学生支援室を置く。

#### 第 11 章 委託生、科目等履修生

第 39 条 本学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第 40 条 本学において、開講する授業科目を受講しようとする者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 41 条 委託生、科目等履修生の取り扱いについては、委託生規程、科目等履修生規程による。

第 42 条 委託生、科目等履修生には、第 6 条第 2 項、第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 11 条第 1 項、第 2 項、第 12 条から第 27 条、第 29 条から第 32 条、第 43 条及び第 44 条を除き、本学則の規定を準用する。

#### 第 12 章 単位互換

第 43 条 本学は第 8 条の規定に基づき、他の大学又は短期大学（以下「協定大学」という。）との相互の交流と協力を促進し、教育課程の多様化、豊富化を図ることを目的として単位互換協定を結ぶことができる。

2 本学学生で、協定大学における授業科目の聴講をするものを派遣聴講生と呼ぶ。

3 協定大学に在籍しながら、本学の授業科目の聴講を許された者を特別聴講学生と呼ぶ。

- 4 第2項及び第3項に定める聴講生に関する取扱いはこれを別に定める。
- 5 第1項から第4項に関わらず、本学は第8条の規定に基づき、教育課程の多様化、豊富化を図るため松山大学と協議の上、本学の学生に松山大学の授業科目を別に定める「松山大学との単位互換制度に関する規則」に基づき、履修させることができる。

#### 第13章 公開講座

第44条 公開講座は、適時実施することがある。

#### 第14章 学年，学期，休業日

第45条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第46条 1学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

第47条 休業日は、次の通りとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

開学記念日 5月29日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月20日まで

冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

#### 第15章 保健施設

第48条 本学に保健室を置く。

#### 第16章 雑則

第49条 本学則の改廃は、関連する事項により、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 本学則施行に必要な細則は、別に定める。

2 本学則は、1968(昭和43)年4月1日から施行する。但し、施行前に入学した者については、旧学則による。

附 則(1971(昭和46)年4月1日)

本学則は、1971(昭和46)年4月1日から施行する。

附 則(1972(昭和47)年4月1日)

本学則は1972(昭和47)年4月1日から施行する。但し、施行前に入学した者については、旧学則による。

附 則(1974(昭和49)年4月1日)

本学則は、1974(昭和49)年4月1日から施行する。

附 則(1974(昭和49)年10月1日)

本学則は、1974(昭和49)年10月1日から施行する。

附 則(1975(昭和50)年4月1日)

本学則は、1975(昭和50)年4月1日から施行する。

附 則(1976(昭和51)年4月1日)

本学則は、1976(昭和 51)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1977(昭和 52)年 4 月 1 日)

本学則は、1977(昭和 52)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1978(昭和 53)年 4 月 1 日)

本学則は、1978(昭和 53)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1979(昭和 54)年 4 月 1 日)

本学則は、1979(昭和 54)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1980(昭和 55)年 4 月 1 日)

本学則は、1980(昭和 55)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1981(昭和 56)年 4 月 1 日)

本学則は、1981(昭和 56)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1982(昭和 57)年 4 月 1 日)

本学則は、1982(昭和 57)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1983(昭和 58)年 4 月 1 日)

本学則は、1983(昭和 58)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1984(昭和 59)年 4 月 1 日)

本学則は、1984(昭和 59)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1985(昭和 60)年 4 月 1 日)

本学則は、1985(昭和 60)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1986(昭和 61)年 4 月 1 日)

本学則は、1986(昭和 61)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1987(昭和 62)年 4 月 1 日)

本学則は、1987(昭和 62)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1988(昭和 63)年 4 月 1 日)

本学則は、1988(昭和 63)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1989(平成元)年 4 月 1 日)

本学則は、1989(平成元)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1990(平成 2)年 4 月 1 日)

本学則は、1990(平成 2)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1991(平成 3)年 4 月 1 日)

本学則は、1991(平成 3)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1992(平成 4)年 4 月 1 日)

本学則は、1992(平成 4)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1993(平成 5)年 4 月 1 日)

本学則は、1993(平成 5)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1994(平成 6)年 4 月 1 日)

本学則は、1994(平成 6)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1995(平成 7)年 4 月 1 日)

本学則は、1995(平成 7)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1996(平成 8)年 4 月 1 日)

本学則は、1996(平成 8)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1997(平成 9)年 4 月 1 日)

本学則は、1997(平成 9)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1998(平成 10)年 4 月 1 日)

本学則は、1998(平成 10)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1999(平成 11)年 4 月 1 日)

本学則は、1999(平成 11)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2000(平成 12)年 4 月 1 日)

本学則は、2000(平成 12)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2001(平成 13)年 4 月 1 日)

本学則は、2001(平成 13)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2003(平成 15)年 4 月 1 日)

本学則は、2003(平成 15)年 4 月 1 日から施行する。但し、施行前に入学した者については、旧学則による。

附 則(2004(平成 16)年 4 月 1 日)

本学則は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2005(平成 17)年 4 月 1 日)

本学則は、2005(平成 17)年 4 月 1 日から施行する。但し、施行前に入学した者については、旧学則による。

附 則(2005(平成 17)年 10 月 1 日)

本学則は、2005(平成 17)年 10 月 1 日から施行する。

附 則(2006(平成 18)年 4 月 1 日)

本学則は、2006(平成 18)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2007(平成 19)年 4 月 1 日)

本学則は、2007(平成 19)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2008(平成 20)年 4 月 1 日)

本学則は、2008(平成 20)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2010(平成 22)年 4 月 1 日)

本学則は、2010(平成 22)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2011(平成 23)年 10 月 28 日)

本学則は、2012(平成 24)年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2013(平成 25)年 4 月 26 日)

本学則は、2013(平成 25)年 4 月 26 日から施行し、2013(平成 25)年 4 月 1 日より適用する。

附 則(2015(平成 27)年 2 月 23 日)

本学則は、2015(平成 27)年 4 月 1 日から施行し、2015(平成 27)年度在学生にも適用する。

附 則 (2016(平成 28)年 6 月 16 日)

本学則は、2016(平成 28)年 6 月 16 日から施行し、2016(平成 28)年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (2016(平成 28)年 11 月 29 日)

本学則は、2016(平成 28)年 11 月 29 日から施行し、2017(平成 29)年 4 月 1 日より適用する。

別表 I

授業科目	単位数	授業科目	単位数
共通教育科目		中小企業論 I	2
人文科学関係科目		中小企業論 II	2
哲学 I	2	情報システム論 I	2
哲学 II	2	情報システム論 II	
文学 I	2	貿易実務 I	2
文学 II	2	貿易実務 II	2
文化論 I	2	工業会計論 I	2
文化論 II	2	工業会計論 II	2
文章表現 I	2	経営分析論 I	2
文章表現 II	2	経営分析論 II	2
社会科学関係科目		税務会計論 I	2
法学 I	2	税務会計論 II	2
法学 II	2	食品マーケティング論 I	2
社会学 I	2	食品マーケティング論 II	2
社会学 II	2	保険論 I	2
歴史 I	2	保険論 II	2
歴史 II	2	商学特殊講義	
愛媛県史 I	2	経営学特殊講義	
愛媛県史 II	2	会計学特殊講義	
自然科学関係科目		経営情報特殊講義	
心理学 I	2	(経済学関係科目)	
心理学 II	2	経済史 I	2
自然科学概論 I	2	経済史 II	2
自然科学概論 II	2	社会経済学入門	2
環境科学 I	2	社会経済学	2
環境科学 II	2	国際経済論 I	2



総合関係科目		国際経済論Ⅱ	2
共通教育特殊講義		金融論Ⅰ	2
IT スキルズⅠ	2	金融論Ⅱ	2
IT スキルズⅡ	2	財政学Ⅰ	2
プレゼンテーション論Ⅰ	2	財政学Ⅱ	2
プレゼンテーション論Ⅱ	2	地域経済論Ⅰ	2
デザイン論演習Ⅰ	2	地域経済論Ⅱ	2
デザイン論演習Ⅱ	2	統計学総論Ⅰ	2
言語文化科目	2	統計学総論Ⅱ	2
英語Ⅰ	1	現代日本経済論Ⅰ	2
英語Ⅱ	1	現代日本経済論Ⅱ	2
英語Ⅲ	1	不動産の法と経済Ⅰ	2
英語Ⅳ	1	不動産の法と経済Ⅱ	2
英語Ⅴ	1	仕事と暮らしの経済学Ⅰ	2
英語Ⅵ	1	仕事と暮らしの経済学Ⅱ	2
英会話Ⅰ	2	企業と経済Ⅰ	2
英会話Ⅱ	2	企業と経済Ⅱ	2
健康文化科目		マクロ経済学Ⅰ	2
生涯スポーツⅠ	2	マクロ経済学Ⅱ	2
生涯スポーツⅡ	2	経済学特殊講義	
基礎教育科目		(法律学関係科目)	
◎一般基礎演習	2	憲法Ⅰ	2
専門教育科目		憲法Ⅱ	2
(専門基礎科目)		行政法Ⅰ	2
商学Ⅰ	2	行政法Ⅱ	2
商学Ⅱ	2	民法総則	2
経営学総論Ⅰ	2	民法物権	2
経営学総論Ⅱ	2	民法債権Ⅰ	2
簿記原理Ⅰ	2	民法債権Ⅱ	2
簿記原理Ⅱ	2	商法総則・商行為Ⅰ	2
経済学(近代経済学入門)Ⅰ	2	商法総則・商行為Ⅱ	2
経済学(近代経済学入門)Ⅱ	2	会社法Ⅰ	2
会計学通論Ⅰ	2	会社法Ⅱ	2
会計学通論Ⅱ	2	政治学原論Ⅰ	2

情報処理論 I	2	政治学原論 II	2
情報処理論 II	2	家族法 I	2
(経営学関係科目)		家族法 II	2
経営管理論 I	2	法学特殊講義	2
経営管理論 II	2		

◎印のある授業科目は必修科目である。